

令和6年1月29日（月）

特許庁庁舎9階庁議室＋WEB会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第20回弁理士制度小委員会議事録

特 許 庁

(議事次第)

1. 開会
2. 弁理士制度の現状と今後の課題
3. 最近の日本弁理士会の取組
4. 標準化と知的財産の一体的活用（報告）
5. 自由討議
6. 閉会

開会

○西森秘書課長 それでは、定刻には少々早いですけれども、皆様おそろいになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第20回弁理士制度小委員会を開催いたします。

本日は御多忙の中、また遅い時間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局として進行を務めさせていただきます、特許庁総務部秘書課長の西森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日もすけれども、一部の委員の方につきましてはTeamsによる参加となっております。この会議室とTeamsで参加される方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。

御発言の際は、この会議室に御参加の方につきましては、指名されましたら、まずマイクのボタンを押していただきまして、御発言が終わりましたら再度ボタンを押してマイクを消していただきますようお願いいたします。また、できるだけマイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

Teamsで参加されている委員の皆様方から御発言いただく際は、御発言希望の旨をTeamsのチャット欄に御記入いただくか、手を挙げるのボタンを押していただきますようお願いいたします。その後、井上委員長から御指名いただきますので、発言を促された後に御発言いただければと思います。御発言の際にはマイクのアイコンをオンにいただき、御発言が終わりましたらマイクのアイコンをオフにいただくようお願いいたします。

議論に先立ちまして、委員の交代がございましたので、交代された委員を御紹介いたします。日本弁護士連合会知的財産センター委員・青木・関根・田中法律事務所弁護士・板井典子委員、明治大学法学部教授・金子敏哉委員、日本弁理士会会長・鈴木一永委員、知的財産高等裁判所判事・遠山敦士委員でございます。

次に、委員の皆様を御紹介いたします。お手元に配付している委員名簿を御覧ください。本日は、板井典子委員、伊東正樹委員、櫻井武志委員、鈴木一永委員、南孝一委員が本会議室から御参加されており、青木大也委員、蘆立順美委員、金子敏哉委員、遠山敦士委員がteamsから御参加いただいております。また、オブザーバーといたしまして、黒川恵日本弁理士会副会長が御出席いただいております。

本日は議決権を有する8名の委員全員に御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

それでは、以降の議事進行を井上委員長にお願いしたいと存じます。井上委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 一橋大学の井上でございます。僭越ながら委員長を務めさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、新しく委員となりました板井委員、金子委員、鈴木委員、遠山委員から、自己紹介も兼ねて一言御挨拶いただければと思います。まずは板井委員からお願いいたします。

○板井委員 弁護士の板井典子と申します。

日本弁護士連合会の知的財産センターという委員会に所属しておりまして、その関係でこちらのほうに委員として参加させていただくことになりました。過去には弁理士試験の試験委員ですとかそういったことをやったこともございます関係で、そういった視点からもし何かあれば意見等も言えればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。では、次に、金子委員、お願いいたします。

○金子委員 明治大学法学部において知的財産法を担当しております金子敏哉と申します。

今年度から、この弁理士制度小委員会の委員として皆様と御一緒させていただくことになりました。まだまだ不勉強で、まさに学ばせていただくような立場でありますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。次に、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 日本弁理士会の令和5年度の会長ということで、今年から委員に参加させていただくことになりました。いろいろなことをここで話がされるということですので、ぜひとも頑張って弁理士会の意見を集約して話ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。では、次に、遠山委員、お願いいたします。

○遠山委員 知的財産高等裁判所の裁判官の遠山と申します。

今回、初めてこの委員会に出席させていただきます。いろいろと分からないこともありますが、いろいろと学ばせていただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。では、次に、特許庁を代表して濱野長官から一言

御挨拶いただきたいと思います。

○濱野長官 特許庁長官の濱野幸一でございます。本日は、井上委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また、このような時間帯に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

第20回弁理士制度小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

約2年前に開催いたしました前回の小委員会では、令和3年2月に取りまとめました報告書及び同報告書を踏まえた令和3年5月の弁理士法改正に関する特許庁及び日本弁理士会の取組状況をフォローアップいただきました。これまで委員の皆様から賜りました御尽力に改めて心より感謝申し上げます。

これまでの弁理士制度小委員会におきましては、主に弁理士の業務範囲の拡大、明確化等に関する制度の見直しについて御議論をいただいていたところでございます。しかしながら、昨今、生成AIといった新技術の台頭等により知財の環境は大きく変化をしております。そこで、本日は、初心に戻り改めて弁理士業界を取り巻く現状、それを踏まえた今後の課題等について御議論を賜れると幸いです。

また、日本弁理士会より、前回の小委員会で委員の皆様から御指摘をいただきました事項等も踏まえ、最近のお取組を御報告いたします。

加えまして、経済産業省産業技術環境局の武重国際電気標準課長から、標準化に関わる弁理士の活動について御紹介をいたします。

繰り返しとなりますが、前回の開催から約2年ぶりの本小委員会におきまして、いま一度、弁理士制度に関して忌憚のない御意見を賜れば幸いです。改めまして、皆様の貴重なお時間を割いて御審議いただくことに御礼を申し上げますとともに、今後とも弁理士制度をはじめとする知的財産行政に対し御理解、御協力を賜れば幸いです。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○井上委員長 ありがとうございました。前回からもう2年もたっているとは、時間が経つのは早いものだなと思っております。

それでは、本日の議題に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○西森秘書課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

紙資源節約の観点からタブレットを使用させていただいております。使用方法につきましては、お手元に「タブレット（iPad）の使い方」というペーパーがございますので、

そちらを御参照いただければと思います。

資料につきましては、事務局からも画面投影させていただきますが、万が一、操作にお困りになった場合には、その都度、遠慮なく手を挙げていただければ係の者が対応しますので、お気軽に合図していただければと思います。

本日の配付資料としては、座席表、議事次第・配付資料一覧、委員名簿、タブレットの使い方をお手元に紙で配付させていただいております。そのほか、議題に関する資料として、資料1から資料5がございます。

続きまして、議事の公開についてです。本委員会は議事の性質上、議論に非公表の情報が含まれ得るため、一般の傍聴は受け付けておりません。なお、これまでと同様、配付資料、議事要旨、議事録は特許庁ホームページにおいて公開させていただきます。議事録につきましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

弁理士制度の現状と今後の課題

○井上委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、前回の小委員会での指摘事項の振り返りを資料1に基づき事務局にさせていただきます。続けて、事務局から、弁理士制度の現状と課題について資料2、3に基づいて御説明をいただきます。その次に、日本弁理士会から資料4、最近の日本弁理士会の取組について御説明をいただきます。それに続きまして、経産省産業技術環境局国際電気標準課から資料5、標準化と知的財産の一体的活用について御紹介をいただきます。自由討議は、その後にまとめて行う形で進めてまいります。

それでは、まず、資料1から3につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○伊藤弁理士室長 委員長、ありがとうございます。秘書課弁理士室の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1を御覧ください。前回の小委員会での主な指摘事項等の振り返りをさせていただきます。

まず、弁理士の皆様に他士業、他の専門家と連携しつつ、ワンストップで総合的な助言をいただくよう取り組んでいただくこと、また、農業分野において登録業務に結びつけら

れるように積極的に働きかけていただきたい旨の御指摘をいただきました。また、ユーザーから弁理士へのアクセスに関して、弁理士ナビの利便性向上や弁理士紹介制度の拡充について御指摘をいただきました。そして、AI技術の台頭といった昨今の知財環境の変化を受け、ステークホルダーからの意見に基づき問題提起をしていただきたいという御意見をいただきました。

次に、資料2を御覧ください。資料2では、弁理士制度の現状と今後の課題について説明させていただきます。議論の材料として御覧いただけたらと存じます。

内容としましては、1、弁理士業界を取り巻く現状、2、弁理士試験の現状、3、最近の特許庁の取組の3点です。

最初に、弁理士業界を取り巻く現状についてです。

(スライド3) こちらは、弁理士数、弁理士試験の志願者数及び合格者数、登録抹消者数の平成12年からの推移でございます。志願者数は平成20年度をピークに減少しておりますが、近年、下げ止まり、横ばいで推移しております。また、令和3年度に初めて合格者数が登録抹消者数を下回りました。

(スライド4) こちらは参考ですが、弁理士試験の志願者と合格者の所属を見ますと、その半数程度が会社員となっております。

(スライド5) こちらは弁理士の年齢構成です。近年、若年層が縮小し、中高年層が拡大する傾向にあります。2022年末時点で、60歳以上が約3,000人、全体の約4分の1に上ります。

(スライド6) こちらは弁理士の就業先別の人数を示したものです。会社勤務が増加傾向であるところ、2022年末時点で約3,000人、全体の4分の1に上ります。

(スライド7) 前回の小委員会における御提案に基づき、特許庁では特許事務所や企業に対して弁理士制度の課題や弁理士に求められる能力についてヒアリングを実施しました。その中でいただきました特許事務所等における人材確保に関する課題がこちらです。

特許事務所の多くは若い層の人材確保に課題を抱えており、その背景には、企業に所属する弁理士の増加と受験者の減少があり、特許事務所等の待遇に関するイメージが影響しているとの声がありました。

(スライド8) 弁理士の中高年層の拡大、企業所属者の増加を背景に、今後、特許事務所等に所属している人数が減少する可能性があるため、仮に何ら対応しなかった場合に、どの程度の手人の減少、インパクトがあるかを2種類シミュレーションいたしました。1

つ目は、特許事務所等に所属している人数から継続研修の免除者数、軽減制度の利用者数を減じた数を、足元の変化率に基づき10年後まで予測するものです。

(スライド9) 次のページがその結果となります。合計6シナリオで予測したところ、10年後に最大約1,400人減少するという結果となりました。

(スライド10) こちらは2つ目のシミュレーションです。特許事務所等に所属する人数のうち75歳未満の人数を、弁理士の年齢分布と実務修習受講者への所属に関するアンケートの結果に基づき、30年後まで予測しました。

(スライド11) 次のページがその結果となります。30年後に最大約3,500人減少するという結果となりました。

(スライド12) ここからは、弁理士の業務に関する情報を紹介させていただきます。まずは、弁理士が代理人を務める国内の特許出願件数の推移がこちらです。以前は減少傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しております。

(スライド13) こちらは、弁理士が代理人を務める商標出願件数の推移です。以前は増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しております。

(スライド14) 外国出願に関して日本国特許庁を受理官庁としたPCT出願は近年横ばいで推移しております。また、外国人による日本への特許出願は増加傾向にあります。

(スライド15) こちらは、弁理士に対する知的財産の専門家としての期待でございます。弁理士の業務領域は、出願代理業務にとどまらず、特にスタートアップ等への知財戦略支援人材や、標準化人材として期待を寄せられております。

(スライド16) こちらは、ヒアリングにおいてスタートアップ支援に関していただいた御意見です。ビジネス全体を理解した上で知財経営支援や事業戦略に合わせた出願内容を提案する能力が求められているという声があり、弁理士が知財人材の中核として果たすべき役割がこれまで以上に大きくなっていると考えられます。

(スライド17) こちらは、近年、各社から提供されている特許出願書類のドラフト作成や既存の特許の調査といった知財業務をサポートするAIツールの例です。こういったデジタル技術の活用によって、弁理士の業務が大きく変化することが予想されます。

(スライド18) こちらは、ヒアリングにおいてAIツールに関していただいた御意見です。現状、明細書作成補助や調査等について、コストダウン、作業効率化を目的として、ある程度の利用が認められました。将来、より性能が向上したとしても、より強い権利を取るための出願内容の提案や請求項を適切に作成することなどはAIでは対応できないの

で、それこそが弁理士に期待される能力であるという御意見や、これから弁理士になる者がA Iに頼り過ぎることで、そのような能力が育たないのではないかという御意見もいただきました。

(スライド19) これまで御紹介したように、A I技術の発展やユーザーからの期待の多様化など弁理士業界を取り巻く環境が大きく変化してきております。また、国が行う各種政策において、国とユーザー間の架け橋となる弁理士は、引き続き重要な存在であると考えております。

そこで、これらの変化への対応として、限られたリソースの中で弁理士にしかできない業務に集中するためには、A I技術の導入と活用が不可欠ではないか。一方で、A I技術の導入に当たっては様々な課題もあるところ、弁理士業務においてA Iを最大限活用しながら業務を行う指針やベストモデルなどを検討することが必要ではないか。弁理士は、A Iには代替できない魅力的な業務であるところ、この魅力をいかに発信し、弁理士になりたい人を増やしていくことが必要ではないか。加えて、新たな技術や期待に対応できる人材の育成が急務ではないかという論点を提案させていただきたいと思います。

(スライド20) こちらは参考ですが、生成A Iの普及に伴い、多くの組織で生成A Iを活用するためのガイドラインが作成されております。

引き続きまして、弁理士試験の現状について説明させていただきます。

(スライド22) こちらはスライド3の再掲になりますが、弁理士試験の志願者数は平成20年をピークに減少してございましたが、近年、下げ止まり、横ばいで推移しております。

(スライド23) こちらは、令和5年度の弁理士試験の結果概要です。志願者数約3,400人、合格者数約200人、合格率約6%と、おおむね前年度と同様の傾向となっております。

(スライド24) こちらは、前回弁理士試験の内容を変更した平成26年度に実施した措置と残された検討事項です。論文式筆記試験の選択科目については、選択問題が各科目の基礎的な分野に集約されました。また、口述試験に関しては、全受験者を同一の時刻、試験官、問題で考査することが不可能であることから、公平性に問題があるとの指摘があったものの、平成25年から短答式筆記試験の合格基準の引き上げや、論文式筆記試験必須科目の合格基準の見直し等が行われ、口述試験不合格者が大きく減少したことから、この運用改正の効果を見極めることが適切とされました。

それでは、これらに関するフォローアップをしていきたいと存じます。

(スライド25) こちらは、短答式筆記試験の受験者数、合格者数、合格率の推移です。

科目別合格基準が導入された平成28年度の前後において、合格率に大きな変化は見られません。

(スライド26) こちらは、論文式筆記試験の合格率等の推移です。こちらも合格率に大きな変化は見られません。

(スライド27) こちらは、論文式筆記試験における必須科目に限定した合格率等の推移です。こちらも合格率に大きな変化は見られません。

(スライド28) こちらは、論文式筆記試験における選択科目に限定した合格率等の推移です。選択問題が集約された平成28年度の前後における合格率に大きな変化は見られません。なお、令和5年度の合格率が高くなったことから、今後注視していく必要があると考えております。また、弁理士試験志願者数全体に対し、選択科目の受験者数は少ないところ、これは選択科目免除制度の利用者が多いことに起因していると考えております。

(スライド29) こちらは、口述試験の合格率等の推移です。平成25年度に短答式筆記試験、論文式筆記試験必須科目の合格基準の見直しが行われたことに伴い、口述試験受験者数が減少し、合格率が上昇しました。平成27年度以降、合格率は90%台で推移しており、以前指摘がありました不公平感については解消されていると考えております。

(スライド30) 今回の見直し後、特段問題なく試験は実施されていると考えておりますところ、選択問題を集約した論文式筆記試験において、依然として受験者が5人に満たない選択問題が散見されます。受験者が少人数であると、問題作成に対するフィードバックが乏しく、難易度の公平性を担保することが難しいと考えております。このような現状を踏まえて、各科目において一定数の受験生を確保するべく、選択科目の見直しについて、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会で議論すべきではないかと考えております。

(スライド31) こちらは参考ですが、前回選択問題を集約した際の経緯をまとめております。

引き続きまして、最近の特許庁の取組のうち弁理士に関連するものを紹介させていただきます。

(スライド33) 1つ目は、昨年3月24日、特許庁、日本弁理士会、I N P I Tが、知財経営支援のコアを形成し、日本商工会議所と連携して、知財経営支援ネットワークを構築するため、4者で共同宣言を実施いたしました。今後、各地域レベルでのワークショップの開催等を通じた、知財経営支援のコアと商工会議所の連携体制強化の具現化や、新たな

支援ニーズや強化すべき支援策の検討等を行っていきます。

(スライド34) こちらは、知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言の概要です。物価高などに直面する中小企業、スタートアップは、成長投資や賃上げのための原資の確保が急務であるところ、知財は重要な経営資源であり、知財を強みとして生かした経営を強化し、稼ぐ力の向上につなげることが不可欠であるという考えの下、全国商工会議所等を通じ、中小企業やスタートアップ等への知財経営支援を強化、充実化に取り組みます。

(スライド35) こちらは、地域ブロックごとの知財経営支援強化として形成する地域知財経営支援ネットワークのイメージ図です。

(スライド36) 2つ目は、昨今、スタートアップによるイノベーションの加速が求められており、スタートアップを支援する知財人材の育成、拡充が必要となっていることを踏まえ、特許庁ではスタートアップの事業成長に貢献する知財人材のスキル・マインドセットを作成しました。知財人材の中核を担う弁理士の皆様には、スタートアップを支援するに当たり、こちらを参考にさせていただきたいと存じます。

(スライド37) 最後に、参考ですが、累次の法改正により弁理士の業務範囲はこのように拡大してきたところでございます。

引き続きまして、資料3を御覧ください。こちらは、特許庁の取組としても一つ、スタートアップに対するプッシュ型支援を紹介させていただきます。

面接審査、スーパー早期審査等の支援策は、スタートアップにおいて必ずしも十分に活用されているとは言えませんでした。そこで、審査請求を行ったスタートアップに対して、特許庁側からアプローチして、権利化を支援する支援策等を御紹介し、利用を促していこうという取組を始めようとしております。この取組を円滑に御利用いただくため、弁理士の皆様には代理人としてサポートいただきたいと思いますと思っております。

事務局からの説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございました。

最近の日本弁理士会の取組

○井上委員長 続きまして、資料4について日本弁理士会から御説明をお願いいたします。

○黒川日本弁理士会副会長 オブザーバーとして参加させていただいております、日本弁理士会副会長の黒川でございます。早速でございますけれども、お手元の資料4に基づき

まして、最近の日本弁理士会の取組を紹介させていただきます。

スライド2を御覧ください。取組の概要に記載されておりますように、日本弁理士会は、大きな柱であります「未来の礎を築く人材育成」を実現するために、様々な取組をしておりますが、今回、これらの具体的な取組を3つの切り口で分けました。

1つ目は、「中小企業・スタートアップ等への支援拡充」でございます。これは、知財に関わる人材を増やすことを通じまして、弁理士の成長を目指す取組でありまして、いわば横方向への広がりに関するものでございます。

2つ目。「信頼されるプロフェッショナルとしての弁理士の育成」は、個々の弁理士が研さんを積む場を会としてしっかりと準備をする、いわば縦方向への進化を意識したものでございます。

そして、3つ目。「弁理士の魅力発信」は、中長期的視点に基づきまして、未来に向けて種をまく、そういう取組となります。

以上、知財人材の増加、弁理士のスキルアップ、そして魅力発信、この3つの軸を全て伸ばしていく、そういうイメージでございます。それぞれの切り口から具体的な取組を紹介させていただきます。

スライド3にお移りください。1つ目の切り口の「中小企業・スタートアップ等への支援拡充」でございます。

4つある具体例の1つ目は、「知財経営支援ネットワークの活動」でございます。先ほど伊藤弁理士室長からも御紹介いただきましたけれども、昨年3月、日本弁理士会は特許庁様、INPIT様、そして日本商工会議所様との4者によりまして共同宣言を行って構築いたしました、知財経営支援ネットワークのコアメンバーとしまして、知財相談対応、セミナーでの講演、INPIT加速的支援への参画等の活動を実施し、また、9つの地域会が独自のネットワークを構築して支援活動を展開しております。このため、日本弁理士会では、講師を担い得る弁理士を、ワークショップ型研修を通じて育成しております。

スライド4には、各種事業への協力例を挙げております。INPIT様との関係では、加速的支援への弁理士OJT参加を行い、商工会議所様との関係では、中小企業が知財経営を進めるための事例集につきまして、取材先企業を推薦させていただきました。また、特許庁様とは、つながる特許庁イベントに講師を派遣するとともに、当会のウェブサイトでも周知協力をさせていただきました。

スライド5にお移りください。弁理士の育成という観点から、知財経営支援ネットワー

クの活動に貢献すべく、期待に応え得る弁理士の育成に取り組んでいる例を挙げてご紹介します。会員研修として、4者連携によるネットワークの理解促進を図ることや、知財マネジメント講師育成研修の実施を行い、また、知財経営コンサルティングの人材育成研修を継続して実施しております。今年度、J P A A知財経営コンサルタントの認定条件としまして、(3)のI N P I T様の加速的支援事業にO J T参加することを追加いたしました。

スライド6にお進みください。2つ目の具体例の「弁理士紹介制度の拡充」について、でございます。弁理士紹介制度は、9つある地域会のうち、関東会、東海会、関西会の3つで運用がなされております。いずれも令和3年、4年、5年と着実に利用件数を伸ばし、実績の積み上げが進んでおります。また、今年度には、弁理士紹介制度検討ワーキンググループを設置しまして、制度運用の礎となるモデル規則を作成するなど、全国展開に向けて準備が進捗中でございます。今年の4月からは九州会、10月からは東北会でも運用を開始する予定でございます。

スライド7にお進みください。こちらは、「弁理士ナビの改修」に関するものでございます。今年度、弁理士ナビ検討ワーキンググループを設置し、今まで以上に目的に合致した弁理士にたどり着けるよう、大幅なバージョンアップの検討を開始しております。弁理士ナビにつきましては、ユーザーからのアンケートを常時受け付けております。目的の弁理士を探し出すことにつきまして、時間がかかったですとか、探し出せなかったという回答理由も踏まえまして、改修を進めていく予定でおります。

スライド8にお移りください。スライド8と9は、「農林水産分野における取組強化」ということでございます。企業ヒアリング、省庁等との意見交換等を通じまして、今後の農林水産分野における弁理士の貢献フィールドを模索しております。ヒアリング先、意見交換先は、スライド8に記載のとおりでございます。また、ほかの専門家と連携して円滑な支援等が行えるように、各地で専門家合同の協議会等に参画しまして、また相談会等を共同で行うなど、スムーズな連携の礎を構築しております。加えまして、農林水産関係の大規模イベントへの出展、協議会への参加、そして農林水産普及指導員を対象とした研修に継続的に講師派遣するなどし、ネットワークを構築中でございます。

合同相談会の例、イベント等への参加例はスライド9のとおりでございます。

続くスライド10から、2つ目の切り口でございます「信頼されるプロフェッショナルとしての弁理士の育成」に移らせていただきます。

3つの具体例の1つ目は、「弁理士の育成・強化」でございます。まず大前提といたし

まして、経済、産業の発展に寄与し弁理士の使命を全うするためには、不断の弁理士の育成・強化が必要不可欠でございます。そして、信頼されるプロフェッショナルたる弁理士の育成・強化に向けまして、既に種々の業務に関する充実した研修を提供していると自負しておりますけれども、今年度はさらにディスカッション型の研修を拡充するとともに、プレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力の向上に資する研修の実施を検討しております。

スライドの11にお進みください。2つ目の具体例は、「生成A I時代に適応した弁理士業務の検討」でございます。生成A I時代において、新たな環境への弁理士業務の適応が急務であると認識し、今年度は、生成A Iに関する情報を広く収集するとともに、生成A Iの諸問題に関するものやA Iツールの活用による業務効率化を紹介するものなど、会員に対しましてA Iに関する種々の研修を提供しております。一方で、生成A Iの利用にはリスクもあることに鑑みまして、生成A I利用のリスクを会員に周知したほか、今後当会として生成A I利用に係る指針の策定を進めたいと考えております。また、今年度は諸外国の各種団体とリアルでの交流を行いました、いずれの団体ともA Iをテーマとした意見交換を行いました。

スライド12には、A Iに関して実施した研修の例をまとめてございます。いずれも多くの方が参加し、また評判もよいというふうに聞いてございます。

スライド13にお進みください。スライド13、14は、「標準化に関する取組強化」についてのものでございます。日本産業標準調査会（J I S C）が日本型標準加速化モデルの実現に向けまして、令和5年6月に公表されました基本政策部会の取りまとめ、こちらは本日の資料5でも紹介され、またスライド14に抜粋を掲載しておりますけれども、この取りまとめにおいて、弁理士は標準化戦略人材及び規格開発・交渉人材として位置づけられ、とりわけオープン・クローズ戦略の立案やそのサポートを担うことに期待が示されました。

この期待に応えるべく、知財・標準化一体的活用検討ワーキンググループを設置しまして、標準化に関する取組を強化しております。スライドにある3つの課題への対応を中心として、既にある当会内の産業標準委員会と連携して集中的な活動を実施しております。

続いて、スライド15にお進みください。スライド15と16、こちらから、最後、3つ目の切り口になりますけれども、「弁理士の魅力発信」でございます。

その3つの具体例の中の1つ目でございますが、「知的財産立国の将来を担う人材の育成」でございます。当会のウェブサイトでは知財について学習可能な若干コミカルな動画

を公開しております。今年度中に特許、商標、著作権に関するコンテンツを追加し、充実化を予定しております。

また、子供が主役の街、キッザニアは、子供が職業体験をすることで、楽しみながら社会の仕組みを学ぶことができる施設でございますが、ここに弁理士事務所パビリオンを開設する予定であります。さらに、小・中・高・大学等における知的財産出張授業やパテントコンテスト、デザインパテントコンテストにおける弁理士による生徒、学生に対する出願書類作成等指導も継続して実施しております。

スライド16は、キッザニアの弁理士事務所パビリオンにて、子供たちが商標登録出願を実体験するフローを紹介しております。キッザニア東京で令和3年に行った特許事務所パビリオンでは、1週間で700名近い子供たちが特許出願を体験いたしました。

スライドの17にお進みください。こちらは魅力発信の2つ目の具体例の「国際関係活動の拡充」でございます。弁理士は、スタートアップの海外進出支援等、グローバルなビジネスサポートができることが大きな魅力の1つでございますので、諸外国の関係団体と定期的、継続的に交流をしております。今年度は日本の知財制度等を諸外国に紹介するインバウンド事業、Discover IP Japanといいますけれども、そのプロジェクトを拡充いたしました。また、現地の知財実務者等を対象としたアジアセミナーも、隔年ではありますが、継続して実施をしております。成果の一部はスライド17に記載のとおりでございます。

最後、スライド18は、「ダイバーシティ&インクルージョンの推進」でございます。令和5年1月でございますけれども、日本弁理士会としてダイバーシティ&インクルージョンの考え方に賛同し、ダイバーシティ&インクルージョンを推進することを宣言いたしました。これに伴いまして、今年度は当会の、昨年度までのダイバーシティ推進委員会をD&I推進委員会に名称変更するとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの視点から、生徒、学生に対し弁理士という職業の魅力を発信し、また、ほかの機関との合同セミナー等も実施をいたしました。

以上、日本弁理士会の取組を紹介させていただきました。ありがとうございます。
○井上委員長 ありがとうございました。

標準化と知的財産の一体的活用（報告）

○井上委員長 それでは、次に、資料5について経済産業省産業技術環境局国際電気標準

課から御紹介をいただけますと幸いです。よろしくお願いします。

○武重経済産業省国際電気標準課長 今御紹介いただきました、国際電気標準課長・武重です。どうぞよろしくお願いいたします。資料5で御説明させていただきます。

まずタイトルですけれども、「標準化と知的財産の一体的活用」、副題としまして「オープン&クローズ戦略 ―新たな市場創出・獲得と収益力の向上を目指す―」ということで、我々のほうから少し御提案も含めて御紹介させていただきたいと思っております。

2ページについて、まず目次としましては、5つの要素から御説明させていただきまして、1つ目が、タイトルにありますオープン&クローズ戦略の背景を少し説明させていただきたいと思います。

次に4ページでございます。4ページは、標準化と知的財産の一体的活用の観点から見たときに、グローバルな市場における市場創出戦略の変化を捉えなければいけないと思っております。四角囲いの中の1つ目になりますが、供給側では、類似品質の製品の生産が容易になってくる、似たようなものが非常にしやすい状況がある、また生産コストが極端に低いような国も出ている中で、これまで重要視されてきた価格と品質だけで優位性を保っていくことが非常に難しい状況があります。

また、ちょっと視点を変えて、需要側のほうを見てみますと、価値観が多様化してきている、そして、価格と品質以外の新たな価値軸、新たな付加価値の部分に着目した購買行動も出てきている。ではどんなものかといったときに、これは例えばの例ですが、環境配慮だとか人権の問題、高齢者のアクセスの問題、ジェンダーの問題、こういったところは実は製品の品質には実質上、今までの価値観からすれば関係がない。それ自体が環境に配慮されて製造されました、CO₂の排出量が少ない形で製品が作られましたと幾ら言っても、それは今までの価値観でいえば、製品のクオリティーには関係がなかったかもしれない。ただ、それによって購買の行動が決まってくる。もしくは、その要素をむしろ購買行動につなげていこうという社会運動が起きてきているということがあります。

ですので、価格と品質に加えて、新たな価値軸で市場を取っていくという価値観が必要になってくるのではないかと考えております。そこを生み出して、市場につなげていくことこそ、今日的な意味での新市場の創出戦略なのではないかと考えております。その前提で見たときに、標準化の活動というところも、今までは違う要素が出てくるだろうということで取りまとめさせていただいたのが、下の図の変化という矢印の前後で書かせていただいているものでして、特に右下の赤で書いたところです。新たな価値軸を社会の価値として認めていく、

常識とか社会の規範としてこういうものがあるのだということを示していくための方策として、ルールや標準ということを使って、この新しい価値が見えるようにしていく。この要素を市場創出に使う、また事業戦略の中に使っていく。そして、それこそが戦略的活動としての標準化活動なのではないかと。名前をつけたほうが分かりやすいということもありまして、これまでの要素でやってきた標準化活動を基盤的な活動、今申し上げた新しい価値軸との関係でやる活動を戦略的活動という名前をつけさせていただいて、先ほど弁理士会のほうからも御紹介いただきました、日本型標準加速化モデルという形を取りまとめさせていただいたというものです。

実際の資料自体は、ウェブサイトから見られますが、ワードのファイルのような形で80ページほどありますので、文章として読むには少々長いものではあるのですが、網羅的に取りまとめさせていただいています。

5ページ目に行きます。5ページ目は、今申し上げた基盤的活動と戦略的活動を模式図とし、戦略的活動により一層力を注いでいこうということを示させていただきまして、ではそれを実際にどのような形で進めていくかといったときに、人材問題というのが必ず出てきます。

これを実際にやっていただく、牽引してもらう、そういったことをできる人がどこにいるのかという問題になってくるわけです。そのときに、6ページのところ、取りまとめさせていただいた中では、まず人材を類型化しましょうということで、3つの類型に分けさせていただきました。つまり、戦略を実際に立案する人、経営戦略、事業戦略に役に立つための標準化の取組を立案する、そういった標準化戦略人材を1つ目に示しています。

2つ目としまして、規格開発・交渉人材ということで、実際の戦略に沿って規格を開発する、もしくはドラフティングも含めて文章として起こしていく、そして実際に国際交渉の場に出ていく。これは国内の標準であれば国内での交渉ということになりますけれども、文章を取りまとめ、交渉していくという人材が2つ目。

そして、できた規格に沿って、しっかりとそれを活用していく。例えば、これまでもあった話ですけれども、品質管理のために標準を使っていく、規格に沿ったものにちゃんとなっているかどうかという意味で、それを確認していくような作業、ここについては3つ目という形でまとめさせていただきまして、1、2、3と示させていただいております。

最後の紫のところ、4つ目としましては、ちょっと違う軸として、この標準化分野は非常に高齢化が進んでいるということもありまして、あえて若年人材にもフォーカスする形

で取りまとめさせていただいているところでございます。

そういった中で、先ほど弁理士会の資料でも御紹介いただきましたとおり、1つ目と2つ目のところについては特に弁理士の活躍する場として、むしろ活躍していただきたい期待の専門家人材ということで取りまとめさせていただいたところでございます。つまり、このことを全て内製でできるのかといえば、なかなかそうもいかないので、外部の専門人材を活用したいということになります。そういったときに、弁理士というところにフォーカスする部分があるだろうということでございます。

7ページ、8ページにつきましては、標準化の効能を取りまとめさせていただいています。1つずつの御説明は割愛させていただきますけれども、標準化の効能が、これまでの生産費用の低下といったところ以外に、8ページに行きますと、新たな価値軸を創出する、もしくは市場創出の主導権の確保のためにもなるというような形で、効能の変化も現れてきておりますということを後半の部分に示させていただき、特に最後のところには、研究開発への好影響という記載もあります。

これは何かと申しますと、研究をしている早い段階で、新しいマーケットをつくりにくいための標準化活動を開始し、社会実装に向けてルールづくり、標準化も含めて、皆さんいろいろな関係者のところに交渉していくと、やはりうまくいかないことがあるのです。いまの方向では合意が取れないなということになったときに、それを研究開発のほうにフィードバックしていく。この方向で進んでいってもマーケットはつukれないということになったら、むしろ早い段階であれば、研究開発の方向自体を少し見直していくこともできる、つまり研究開発への好影響があるだろうということです。研究開発の早い段階とセットで標準化の活動、もしくは社会実装に向けた取組、ルールづくり、ロビー活動も含めてやっていただくことが重要ということでございます。

そういう意味で、今回、9ページのところで、我々、研究開発と標準化というところに特にフォーカスをしまして、大型のグリーンイノベーション基金だとか、ポスト5G基金といった大型の国の研究開発事業のときには、標準化の観点から評価し、そのためにフォローアップをさせていただいている、モニタリングをさせていただくという取組を開始しておりまして、個々の企業と1社ずつ、しっかりと時間を取って議論もさせていただく取組を開始しています。

今後、この評価を全ての分野、研究開発事業一般に広げていこうということを進めておりますので、全ての企業と1社ずつモニタリングでヒアリングをすることは難しいかもし

れないのですけれども、書類を中心にしながら、この辺りを進めていく予定にしております。この取組の成果がいよいよ見え始めてきているので、また後日別の機会に御紹介させていただきたいです。こうした視点は、いずれ民間企業が自前で実施する研究開発事業にも反映していただくための足がかりになればと思っております。

では、企業側の体制としてはどんな形で標準化が行われているか、活動が行われているかというケースにつきまして、標準を担当する役員の方を設けてほしいということで、特に1番、2番の設置の方法が好ましいのではないかと説明をしています。つまり、全社を横断的に見られるようなところに標準化の担当役員を置いていただく。これは専門の、それだけを扱うことを求めているわけではなくて、ほかの業務、つまりC T Oだとかを当然兼務しながら、全体を見ていただくということが必要ということです。

その中で、ではどこに標準化の推進室があるかといったときに、1番は直接、コーポレートといいますかC S O自体の部署であるのですけれども、2番のケースも企業の中にはかなりあります。特にその中でも知的財産部の中に標準化推進室を持っているケースも多々あるという状況がありまして、この辺り、企業側の組織体制としてはそれなりにそろっている部分あるし、これからの課題になっている部分もあるということを御紹介させていただいております。

11ページのところで、我々として、オープン&クローズ戦略という形で、オープンとクローズをうまく組み合わせてほしいということを御説明させていただいております。協調領域と競争領域を見極めた上で、どのように公開、秘匿していくのか、そして、それによって市場獲得を最大化するための最適な対応はどうするのかを考えていただくということになります。特にこれにつきましては、単にオープンなのかクローズなのかということを選択的に選ぶのではなくて、このどの部分をオープンにする、そして、いつ、どの部分を、誰に、どのようにクローズにして、またオープンにしていくのかということを、しっかり戦略的にシナリオ化するということです。それは1つのシナリオでは多分うまくいかないもので、複数のシナリオを用意して進めていくことが重要です。この辺り、我々からも企業の方々に御説明をしているところなのですが、これは技術に関わる部分が非常に多いものですから、弁理士の方々にぜひサポートいただきたいという状況があります。

また、国としましては、企業がそれぞれで進めることについてはできるのですけれども、12ページのところに示すとおり、ちょっと堅苦しい名前がついていますが、我々から、特定新需要開拓事業計画ということで、今回、認定制度を新しく創設していきたいというこ

とで検討を進めております。

これは具体的には何かといいますと、13ページのところに簡単なポンチ絵を示させていただいております。大学と企業が組んで、早い段階からオープン&クローズ戦略を進めていただくという戦略をつくってほしいということで、そのスキームについて認定していくということでもあります。なぜ特に大学というところに注目するかと申しますと、社会全体で基礎研究、研究の早い段階から標準化活動していただきたいと考えたときに、社会全体の広い目で見ると、大学が基礎研究の研究成果を生み出す重要な主体になっています。ただ、大学自体は収益事業そのものをしていく主体にはなりにくい、むしろ通常はならないので、ここは企業と早い段階で組んで標準化に取り組んで、市場を取りに行くという戦略を大学と企業が組んでしっかり取り組んでいただくことが必要です。それによって、我が国の産業競争力の強化にもつながっていく、また、新しい市場の創出につながっていくだろうということでございます。

背景としまして、一連説明してきましたが、では例えばどんな事例があるのだろうかといったときに、気になるところもあると思いましたので、これは単なる事例ですけれども、14ページのところにオープン&クローズ戦略を用いた新市場創出の事例を示しました。これは、ドローン物流を国際標準と特許とうまく組み合わせながら進めようということをやっているベンチャー企業の事例です。内容については資料だけということで、ここでの詳細な御説明は割愛させていただきます。

こういった背景があることで、弁理士会と進めさせていただいたのが15ページからの話であります。

具体的には16ページを見ていただきますと、弁理士会のほうから先ほど説明がありましたとおり、弁理士会の中に知財・標準化一体的活用検討ワーキンググループを設置していただきました。また、そのワーキンググループと我々経済産業省とで集中的な議論をさせていただく場を設けさせていただきました。そして、いろいろな議論をしているところなので、ここで御紹介するものばかりではないのですけれども、その中の幾つかを御紹介させていただきますというのが17ページ以下になります。

18ページをご覧ください。このたび標準化業務に関わる弁理士の実態調査をさせていただきました。実際、標準化は、弁理士さんの中心的な仕事ではないのだろうと思うのです。なので、弁理士が標準化にどうやって関わっているのだろうかと疑問に思われる方も多いのではないかとということで、実例を紹介していくことが必要として調査をさせていただき

ました。

具体事例が20ページから1つずつ掲載されています。要点だけ簡単に御説明させていただきます。

まず、事例1のケースは、背景として、もともと社内弁理士として企業に在籍していた方が、企業の中での経験として、標準と知財というのを一体的に活用していたという実態としてありましたというものです。何で標準が必要だったかを見たときに、標準が顧客からの要求事項としてあり、また、海外の公共機関からの納品の要件ともされていたこともあったので、おのずと標準ということを意識していたとのこと。その経験を踏まえまして、今、社内弁理士ではなくなって、この方は独立されたということなのですが、標準化も含めた形でのコンサルティング業務をしているということです。

②のところの後半に書いていますけれども、弁理士の強みとしては、技術を理解した上で、標準と特許の関係を適切にアドバイスできることがよいというものです。③ですけれども、ではどういう形で依頼を受けているのですかといったときに、標準化を含めて案件ごとに依頼を受けるような形式で進めていますというのが1つ目の事例です。

2つ目の方は、もともと特許事務所で働いている弁理士さんでありまして、そのときに標準化に関する特許出願に関わったということで、標準化に関心を持ちましたとのこと。①の「その後」というところからですが、その後、弁理士会の技術標準委員会の中で、オープン&クローズ戦略等の戦略的な考え方、そして標準規格策定に係る一連の知識を身につけられたということで、弁理士会の活動が一定の成果になっていった形で、今は、③のところ、標準化も含めた形でのコンサルティング業務をしています。これは顧問契約という形でやっておりますという御紹介でした。

それから、事例3は、特許事務所において、もともと知財戦略のコンサルティング業務をやっていたところ、事務所全体として見たときに、業務範囲を標準化まで含めたサポートができるコンサルティング業務ができるような形で、業務追加をしましたという事例でございます。この事務所は全体として、特許出願から標準化規格策定までの全てのステージで支援をしていくような形を取っていますということです。③の形態ですが、全体としては顧問契約でサポートしていくような形にしていますが、具体的に標準規格を策定するとなった場合には、また別途個別の契約をするような形で進めておりますという御紹介のものです。

事例4は、またちょっと毛色の違う話で、大企業や中小企業と大学をマッチングするよ

うなコンサルティング会社をやっておりますとのこと。このコンサルティング会社で全部できないということもあって、標準化だとか特許の関係のところについては弁理士さんに依頼するという形で進めさせていただいているということになります。

事例5がSEP、標準必須特許の話でございます。

最後、もうあとは目次だけの御紹介です。

4番目の議題としましては、今、標準化人材の情報Directoryをつくっております。ここに弁理士さんにも参画いただきたいということで、今、弁理士会と調整をしておりますという御紹介でございます。

最後が、30ページで、弁理士向けの標準化に関する研修を、弁理士会が中心となっており、しっかりやっけていただいているということ、一覽でざっと示させていただいています。かなりの件数のものをやっけていただいているという状況があります。

長くなりましたが、私からは以上です。

自由討議

○井上委員長 武重課長、ありがとうございました。大変充実した資料で、もっと時間を取って伺いたいところなのですが、ご報告で大変勉強になりました。ありがとうございます。

では、ここまでの御説明を踏まえまして、皆様から御意見を伺ってまいりたいと思います。弁理士制度の現状と課題、最近の日本弁理士会の取組について御自由に御意見を願います。また、標準化と知的財産の一体的活用についても御質問等ございましたら、願います。本日限られた時間でございますが、御出席いただいている皆様のお一人お一人からぜひとも御意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。では、櫻井委員、願います。

○櫻井委員 まず、弁理士紹介制度の拡充というのがありまして、そこでは検討ワーキンググループを令和5年度に設置して、モデル規則の作成と全面展開の準備ということで、とてもいいことだと思っております。その中で、今年の4月に九州会、または10月に東北会ということで、9地方会あるうちの全部で5ということになると思います。

それはとてもいいのですけれども、私たち企業から見ると、申込み数が少しずつ増えているのですが、令和5年度だと120ぐらいではないか。紹介が90から100ぐらいということ

なのですけれども、申込みが120で紹介が100ぐらいということであれば、中小企業とか小規模事業者が多いと思いますので、その数をもうちよっと多く、例えば令和6年度はそれを200だとか300だとかという、1週間に1社、2社みたいなことではなくて、もっとやっていただきたいと思います。

そうするには、多くの企業またはそういう弁理士紹介制度の拡充について、拡充するのはいいと思うのですが、それをもっと認知していただいて、もっと活用できるような場を日本弁理士会の方々に、やはり知っていただかないと、器はできているけれども、もっと利用する人たちの認知という形をやっていただければというのが、とてもありがたいと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。鈴木委員、今の櫻井委員の御発言につきまして何かございますでしょうか。

○鈴木委員 努力は続けていきたいと考えておりますし、私どもの話の中にも特許庁様の報告にも出ていたと思いますけれども、4者協定を結んだ関係もあって、いろいろな角度で弁理士を認知してもらえるような形が出来たものですから、必ずしも1つの紹介制度だけではなくて、いろいろなところから弁理士を紹介しているという実態が実はあって、この紹介制度の数に全部が乗ってきているわけではないのです。ですから、そういったものも今度は集計してちゃんと御報告できるような形にはしていきたいと思っておりますが、一つ一つ積み上げていきたいと考えております。御指摘ありがとうございます。

○井上委員長 ありがとうございます。弁理士紹介制度以外の窓口での相談実績も集計いただくと、全体の動向が把握できるかと思いますので、日本弁理士会におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、青木委員、いかがでございましょうか。

○青木委員 青木でございます。本日は皆様、御説明、大変ありがとうございました。非常によく分かったところでございます。私からはAI周りで2点あります。

1点目が、まさにAIを活用されるということで、特に限られた戦力の中で、どのように最大限パフォーマンスを出していくかという点で、関連のAIサービスはお役に立つところがあるのかなと思うのですが、一方で、特に最近あちこちで議論されているように、場合によっては、AIサービスの利用の際に、著作権等含め知財周りのトラブルも起きかねないということもあって、研修等でそういう懸念も払拭していくというようなところも、

特に知財のプロフェッショナルでいらっしゃるというところも考えますと、御留意いただければというのが1点でございます。

もう1点が、これはむしろ行政側、特許庁さんに対することかもしれませんが、例えば、弁護士さんの領域ですと、契約書のレビュー等に関してどういうA Iサービスが提供可能かというようなことで法務省さんが指針を出されたりということもあったかと思うのですが、特許庁さんとしてそういったことがおありなのかという点について、もしよろしければ御教示いただければと思います。

○井上委員長 ありがとうございます。それでは、今の点について事務局から御回答をお願いできますでしょうか。

○伊藤弁理士室長 御質問ありがとうございます。法務省のような見解を明示的に出していることは現在はないのですけれども、弁理士法に関連するような、要は75条違反になるようなことは当然困りますので、その点も踏まえて、弁理士会とも相談しながら、適切なものをしかるべきタイミングで出せればとは思っております。

○井上委員長 ありがとうございます。特許庁におかれましては検討のほどお願いいたします。日本弁理士会ではA I活用ガイドライン策定の御予定と伺っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。それでは、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 いろいろな課題と取組について御紹介いただきまして、ありがとうございます。私からそれぞれの取組に関しましてコメントをさせていただきたいと思います。全部で4つほどございます。

まずA Iに関してでございますが、やはりこれは時代の流れと申しましょうか、弁理士業界に限らず、これからどんどんA Iというのが浸透していくという中で、この技術は避けて通れないといえますか、これをどんどん取り入れていって効率化、さらにはレベルアップというのは、やはり時代の流れとしては、そうなってくるのだらうなと思います。

実際、外国においても、リーガルテックでいろいろ判例の調査だったりとかそういうところなどもA Iが使われていますし、日本も知財業界においてはそういうのをどんどん取り入れていって、機械のできることはやって、さらに付加価値の部分で高品質なクレームとか明細書の作成というところに注力するような役割分担をつくっていければ、いい流れになっていくのかなと思っております。

2つ目、標準化についてでございます。確かにニーズはいろいろございまして、弁理士

の取組もいろいろとされているというところでございますが、今はちょっと違うのですけれども、私も企業の人間として見ていくと、弁理士さんの取組は実際には特許の出願とか鑑定というところですかね。特に戦略的な特許の出願に対してしっかりとした明細書を作るとか、あるいは標準化に対して鑑定をするとか、そういうところ。もうちょっといくと規格、オープンイノベーションで、どういふのをオープン、クローズしていくかというアドバイスなどもいただけていると思うのですが、さらに戦略的な部分でいうと、やはり交渉力とか、いわゆる企画提案ですね。フォーラムとかコミュニティの参加とか、あるいは企画提案書を出していくというところになりますと、なかなかまだそこまでは難しいところがあるのかなと思っております。

この辺のところに関しては、やはり座学ではとても無理でして、実際に経験がないととてもやっていけないというところがあります。そういう意味で、企業の人間にとってみれば、その辺はまさに日々取り組んでいるところでございます、実際に経験をそういうところにつくっているというのはございますので、ぜひ弁理士さんにもどんどんそういうところに入っていただきたいなと思います。

この辺のスキルに関して申し上げますと、企業を取り巻く知財というのは、今、本当に広がっています。昔の出願中心の業務とかではなくて、最近はオープンイノベーションで外部との連携で契約だったりとか、あとはIPランドスケープ、知財情報の分析であったりとか、それから、最近は知財ガバナンスとかマネジメントというところなど、会社が知的財産部に求める領域は非常に増えてきていまして、それに対応できる人材が、中でも結構対応し切れていないというのが現状でございます。そういった中で、やはり知財部というのはそういうところにもさらに中で取り組んで、そういう領域まで今広げているというところがございます。やはりこの辺はOJTというか実際に実務を経験しないとなかなか身につかない部分でございます、先ほどの弁理士会さんのお話でも、INPIT等で、OJTでやっていらっしゃるということもございましたけれども、やはりそういうところが必要になってくると思いますので、そういう経験をどんどん弁理士も増やしていっていただければなと思います。

冒頭、企業内弁理士が増えているという話がございましたが、そういう観点で言えば、決してこの流れは悪い方向ではないと思います。実際に新しいオープンイノベーションだったり知財ガバナンスだったりというところに企業内弁理士が今かなり入り込んでいますので、そういう知見はどんどん増えていると思います。問題は、それをいかにほかにうま

く転用していくかというところでございまして、今、J I P Aでも会員数が実は増えているのですけれども、その流れというのは、大企業の知財部にいた人がスタートアップとかに転職されて、そこで御活躍されているということで、その中には当然弁理士も入っていると思います。

こういう流れが今ありますので、さらに、インハウスからインハウスだけではなくて、やはり外からサポートしていただけるような人をどんどん増やしていったほしい。そういう意味では、弁理士の魅力度アップ、特許事務所の魅力度アップというのはぜひ必要なかなと思います。

なので、さきほどの、情報発信ということに関しまして、取組としてはいろいろやっていただいておりますと思うのですが、知財協として非常に参考になるなと思ったのは、先ほどちょっとあったD&Iの話、ダイバーシティ&インクルージョンというところで、これはやはり今後の流れとしては非常に重要な取組かなと思います。弁理士会さんが初めてそれに取り組まれて、知財協もそれに乗かって、ジョイントでいろいろとイベントに参加させていただきましたけれども、こういう取組を通じて弁理士の魅力度をアップしていただければと思っております。

最後に、弁理士ナビについては、前回も私は申し上げましたが、これから取り組まれるということなので、そこは期待しております。ぜひよろしくお願いします。

私からは以上です。

○井上委員長 伊東委員、ありがとうございます。非常に多面的な観点から御意見をいただきました。日本弁理士会から何かございますでしょうか。

○鈴木委員 御指摘いただいた点や評価いただいた点も含めて、引き続き努力していきたいと考えてございます。ただ、一つ一つ説明をさしあげると、ものすごく長くなってしまうので。

○井上委員長 ありがとうございます。先ほどの弁理士会からの御説明ですと、縦方向の進化について進めていくためには、実務と密着した形でなければならないという伊東委員の御指摘は、なるほどなと思いましたが、またいろいろ連携しながら進めていただくということかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。それでは、南委員、お願いいたします。

○南委員 私からは1点、弁理士試験制度について、コメントというかお願いをさせていただきたいと思っています。

実は私、弁理士試験の運営側である試験部会長を務めさせていただいております。本日、事務局からの説明で、資料2の30ページに論文式筆記試験の選択科目についての見直しというか、問題点を御説明いただきました。改めて30ページの下にあります各科目の受験者数の表を見ていただきますとお分かりのとおり、科目によっては1年で1人、2人、そういう科目が多々あります。こうなりますと、その試験問題の難易度が妥当なのか、ほかの試験科目と比べても同じぐらいのレベルを保っているのかというのは、正直、判断が難しい状況です。特に理工系ですね。文系については制度改正で民法に一本化しましたので受験者数が60名程度、一定数はいるわけですが、残りの約60名については理工系の各科目に分散してしまって、特にゼロ人とか1人、2人という科目があります。これはやはり適正な試験を運営する上で非常に好ましくない状況にあると思っておりますので、スライドの上のほうに赤字で書いていただいておりますけれども、ぜひこの問題、特に理工系の試験問題の再編成といいますか、これにつきまして試験制度部会で議論すべしというような御意見をいただければと思っております。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。特に理工系の選択科目の見直しについて南委員から御意見を賜りました。この点について、ほかに何か御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、蘆立委員、お願いいたします。

○蘆立委員 蘆立です。御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。

私からは2点ほどですが、1点目は、今、委員からも御指摘あった弁理士試験に関してですけれども、私も選択科目に関しての見直しを進めるということについては異論はございません。

それから、できましたら、併せてその際に、口述試験に関しても検討の対象にさせていただけるとよろしいのではないかと考えています。前回の平成26年のときにも、口述試験の在り方に関しては議論の対象になっていたという御説明がありましたけれども、その後の制度変更に伴って合格率については向上しているということですが、ほかの士業などでは、口述試験をそもそもしていない試験も増えていきますので、口述試験の役割としてどのような能力を測るのか等も含めて、併せて御検討いただけるとありがたいと考えています。

それから、2点目なのですけれども、こちらは弁理士会様のほうでの取組の中で、例えば5ページにありました、コンサル能力の向上について様々な研修等をしていただい

ということや、他士業との連携につきましては8ページか9ページ、農林水産業の分野での取組を進めていただいているということなので、大変充実した取組がなされているようで、御尽力に感謝したいと思います。

ただ、弁理士の方に企業が期待されている分野というのは、農林水産分野だけではないと思われるので、さらに他の業界に関しましても同じように他士業との連携を進めていただいて、特に地域、地方のほうのニーズに則した対応や提案をしていただけるような取組を進めていただければありがたいなと思っております。

今日の御説明では、知財経営支援ネットワークが立ち上がったという御紹介もありましたので、ぜひそちらのほうも活用しながら、さらなる連携等の強化を進めていただければなと感じました。

以上です。

○井上委員長 蘆立委員、ありがとうございました。選択科目のほか、口述試験を含めた試験制度の見直しについての御意見などいただきました。ありがとうございました。

それでは、金子委員、お願いいたします。

○金子委員 ありがとうございます。私も南委員、蘆立委員と同じ、弁理士試験制度についてのことと、もう一点、A Iに関することについてだけ意見を述べさせていただきたいと思います。

選択科目の見直しについては、私もぜひ見直すべきだと考えております。この状況では見直しをする必要があるだろうと思います。ただ、問題は、どう見直すかというのがなかなか難しいところでありまして、理系科目について今の中分類のあたりに見直しても、なお受験者が20名程度ということになると、それでもなお難しいというところはあるかと思うのですが、その辺りも含めて、いずれにせよ検討の必要性はあると思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

それから、青木委員からも御指摘のあったA Iの活用については、やはり現状の社会の情勢に照らしても、A Iのツールを安心して、かつ適切に使えるような環境が整備されることが非常に重要だと思いますので、先ほどの弁理士法との関係での非弁行為の取扱いや、特に企業秘密などについて、適切な取扱いができるような仕組みを整備していただけると非常によいのではないかと思います。

私からの意見は以上となります。ありがとうございました。

○井上委員長 ありがとうございました。試験制度の見直し、そしてA I周りに関して御

意見をいただきました。

それでは、遠山委員、お願いいたします。

○遠山委員 今ほどお話のあったうち、2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

あくまでも個人的な感想になりますけれども、まずはA I ツールの活用についてです。社会の様々な場所でA I ツールの利用が進んでおりまして、裁判所に提出される書面の作成についても、A I ツールを補助的に活用する例なども遠くない未来に出てくるのかなと予想しております。

A I ツールは便利な反面、使い方を間違えますと様々な問題を生じさせる側面があります。その利用については様々な観点から留意が必要かと思われます。先ほど青木委員や金子委員から御指摘あったとおり、様々な問題があるということです。A I ツールの適切な利活用を促すためのガイドラインを作成されるということであれば、分かりやすく使いやすいものにしていただくのは当然のことだと思いますけれども、先ほど著作権侵害ですとか、営業秘密のお話もありましたし、誤った情報が書面に記載される危険というのも考慮して作成していただけるとよいのではないかと考えております。もちろん、それらは作成されますと、我々にとっても参考にできるものとなりますので、そのことについては期待をしたいなと考えております。

それから、2点目の関係で、南委員から御指摘のありました弁理士試験の試験科目についてですが、弁理士の確保が重要であるという一方で、一定のレベルを担保することが必要であるということかと思っておりますけれども、そのために試験の難易度の公平性を確保することは重要だと思っております。その観点から、本日お示しいただいたデータを踏まえまると、試験科目を集約するという方向性については、各委員から御指摘のあったとおり、異論はないということになります。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。それでは、ほかにございますでしょうか。では、板井委員、お願いいたします。

○板井委員 今日はいろいろお話をありがとうございました。大変勉強になりました。

私からも2点ほどお話しさせていただきたいのですが、1点目としては、弁理士試験の出願者数も減っていて、当然ながら、合格者数のほうも減ってきているということで、この数字の少なさにちょっと驚いたのですが、今、知財の重要性というのは高まりこそすれ、小さくなってということはありませんし、特許出願数も多少減ったかもしれない

のですけれども、それほど減っていない状況にあるということですし、さらに標準化ですとかそういった新しい分野でも弁理士さんの活躍が期待されるというところで、やはりこの人数をもうちょっと増やしていく必要があるのではないかなと感じました。

本日、弁理士会の方から御説明いただきまして、弁理士会のほうでいろいろ取組もされているということで、こんなにいろいろなことをやっているのだなと驚いた部分もあったのですけれども、キッズニアとかそういう子供向けのものも大変面白い取組だなと思いました。こうすることで、今まで弁理士という仕事を知らなかった、もちろん子供なのであれなのですけれども、子供ですとか、生徒、学生さんに弁理士の仕事を知ってもらうというのは、非常に意味のある活動だなと思いました。こういう活動ですとか、様々な弁理士さんの仕事を知ってもらうような活動を、ぜひ今後もやっていただけたらなと思いました。弁理士さんの活躍される場を広げていただいて、活躍される弁理士さんの姿をまた発信していただくことで、弁理士になりたい方というのも増えるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思いました。

2点目としましては、弁理士試験の点なのですけれども、やはり選択科目の見直しは必要なのではないかと私も思いました。試験ですので、当然ながら、公平性というところは非常に重要な点かと思ひますので、あまりに少ない人数ですと、ということはよく理解できますので、ここはぜひ検討いただければと思ひます。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。弁理士の魅力発信をさらに進めてほしいというような御意見に加え、試験制度の改善についても御意見をいただいたところでございます。

ありがとうございます。これで出席委員皆様の御意見をいただいたところでございますが、日本弁理士会のほうから何か最後にございましたらよろしくお願ひします。

○鈴木委員 いろいろ御指摘いただいた点も含めて、しっかりと活動を進めていきたいと考えていると同時に、標準化のことに關しては、まだまだ不十分という御指摘もあったようですので、それにお応えできるように活動計画を、年次計画も含めて、つくっていききたいと考えております。ほかにもいろいろ考えておりますが、御期待に沿えるようにしていきたいと思ひております。

あと、試験科目については、御提案されている内容で特に申し上げることはないのですが、ぜひとも適切に進めていただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○井上委員長 皆様、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。本日の議論をまとめたいと思います。

まず、資料2の19ページに関して、弁理士がAIを適切に活用するためのガイドラインを日本弁理士会に作成いただくこと。その際には、秘密保持の観点ですとか著作権法の関係、その他、幅広く、ELSIの観点なども含めて御留意いただきたいということでございました。

また、資料2の30ページに関して、適切な試験運営のため、弁理士試験に関しては選択科目の見直し等について、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会で議論していただくという御意見も、皆様ご異論のなかったところです。それでよろしゅうございますでしょうか。

(異論なし)

ありがとうございました。その他、様々有益な御意見をいただきました。事務局におかれましては、これらについても引き続き御検討をお願いいたします。日本弁理士会におかれましても、知財ユーザーから寄せられる期待と弁理士の果たす役割について改めて認識し、各種取組を推進していただきたいと思います。

私からもほんの一言だけ申し上げますと、今日いただいた資料を拝見し、弁理士という職業は人的資本の固まりであることを再認識いたしました。

経産省から2020年に人材版伊藤レポート、2022年にその2.0が公表されていますが、そこでは3つの視点と5つの共通要素が示されています。人材版伊藤レポートで呈示された3つの視点というのは、経営戦略と連動した人材戦略、as isとto beのギャップ分析、そして企業文化なのですが、今回の資料を見ておりますと、日本の成長戦略に資する知財戦略とはどのようなものか、そのために必要とされる人材はどういったものなのかという戦略と連動した知財人材の在り方の検討がなされています。また、事務局資料でも、日本弁理士会の資料でも、As isとTo beのギャップについて客観的なデータに基づいた分析がなされています。そして、企業文化への定着といったようなことも言われておりますが、今日のお話を伺っておられます、昔ながらの出願中心の弁理士のお仕事というのを超えて、これからフォワードルッキングに弁理士の在り方を考えていこう。それをみんなに広めて定着していこうというような強い意気込みといたしますか、そういったものを感じた次第です。

こうした取組を日本弁理士会においてもプロアクティブに進めていただくことを期待します。特許庁も日本弁理士会と連携しながら、試験制度の見直しも含めて施策を講じていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第20回弁理士制度小委員会を閉会いたします。皆様、遅い時間までありがとうございました。

閉会